４ｔ積リヤダンプ（パワーゲート付）仕様書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課
（担当　齊藤，江山　電話 075-212-9820）

総則

⑴ 本契約は車台，架装の一括契約とし，車台業者と契約する。

⑵ 契約希望者は，本市既存車両及び仕様書内容を十分に確認，理解すること。契約後の異議申立ては認めない。

⑶ 車両の製作に当たっては，本市の収集，整備作業が容易，簡便，確実，安全に行えるものであること。

⑷ 道路運送車両法の保安基準に適合し，かつ労働省通達の安全指導基準に適合したものであること。

第1条　この仕様書は，次に示す車台，架装に適用する。

⑴ 車台

ア　年式

平成 28 年

イ　車台形状

キャブオーバータイプダンプカー

ウ　標準最大積載量

4,400kg 以上

エ　エンジン諸元

㋐ 型式

ディーゼル

㋑ 総排気量

5.1ℓ 以上

㋒ 最大出力

210ps 以上

オ　タイヤ

㋐ スチールラジアル（チューブレスタイプ，オールシーズン）

㋑ タイヤ装着前後輪 225/80R17.5

カ　その他

㋐ 間欠ワイパー付，可動式ミラー

㋑ 3 人乗り

(ｳ) パワーシフトチェンジ
(ｴ) ウェッジ式フルエアブレーキ
(ｵ) アイドリングストップシステム
(2) 架装
ア　荷台形状
清掃用舟底深ボディー
（極東開発　DD04-54P 同等品）
イ　最大積載量
3,100kg 以上　（できる限り積載量を確保すること）
ウ　完成車諸元（±50㎜は許容範囲とする。）
(ｱ) 長さ
6,600㎜
(ｲ) 幅
2,190㎜
(ｳ) 高さ
2,480㎜
エ　その他
(ｱ) プロテクター取付け
(ｲ) 必要箇所にグリスニップル付
(ｳ) テール部分に垂直式パワーゲート（昇降式装置）の取付け（プラットホーム高さ850㎜（±50㎜は許容範囲とする。））
(ｴ) 荷台寸法（内寸（±50㎜は許容範囲とする。））
a　長さ
3,900㎜
b　幅
2,000㎜
c　高さ
1,000㎜

第2条　改造部分は，次のとおりとする。（詳細は別途指示）
(1) 荷台内側は全面鉄板張りとする。（床 4.5㎜，その他 3.2㎜以上）
(2) 荷台片側 2 分割式（高さ 500㎜（±50㎜は許容範囲とする。）から 2 分割）
(3) 100 ㍑燃料タンクの取付け。
(4) 後部フェンダーはステンレス製。
(5) 運転席ドアにバーコードプレート枠の取付け。（別途指示）
(6) シャシー下廻りに防錆塗装を行うこと。

(7) サイドバンパーの前後左右に泥除け鉄板ステンレス製の取付け。
（取付け不可の場合は，京都市と協議のうえ，決定すること。）
(8) 側面前後にステップ及びグリップの取付け。
(9) 燃料タンク及びエアータンク上部にカバーの取付け。（ステンレス製）
(10) プロテクター前，左右に欄干の取付け。
(11) 大型後部反射鏡の取付け。
(12) フロントタイヤのタレゴムにステーの取付け。
(13) タレゴム押さえ板の取付け。（ステンレス製）
(14) 走行速度警報装置（50㎞/h で警報）の取付け。

第3条　検査及び登録
(1) 契約者は，京都市が行う完成検査を受けなければならない。
(2) 完成検査の実施場所は，京都市が指定する事業所とする。
(3) 自動車新規登録等納入に関する諸手続き及びそれに係る諸経費の負担については，契約業者が行うものとする。

第4条　自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税については，京都市が負担する。

第5条　契約業者は，車両納入前後に次の書類，図面等を京都市に提出しなければならない。
(1) 車台全体図（1/20）　3 部
(2) 改造内容検討書　3 部
(3) 車検証写し，自賠責写し，リサイクル券写し　各 3 部
(4) 取扱説明書，修理説明書，部品カタログ（ただし，カタログ本やＣＤロム等がない場合は，不要）　各 2 部
(5) 写真（前後，左右，サービス判カラー）　2 組
(6) その他，京都市が必要とする書類又は図面

第6条　塗装
(1) 指定色で全塗装すること。3 回以上塗付すること。3 色以内で別途彩色。（別途指示）
(2) ボディー左右に京都市環境政策局名を指定色で記入又は貼り付けること。
(3) ボディーに指定文字を記入又は貼り付けること。（別途指示）
(4) 追突防止及び危険防止の虎縞模様をそれぞれ入れること。（別途指示）

第7条　契約業者は，次の付属品工具等を揃えて納車すること。
(1) 取付け付属品

ア　フォグランプ左右取付け。
イ　消火器（自動車用，ABC 粉末検定品）の取付け及び非常用赤旗 1 本備付け。
ウ　ハイバックシート（計 2 席）の取付け。
エ　音声によるバックホーン（バック，左折）の取付け。
オ　サイドバイザー左右取付け。
カ　運転席にバックシフト確認の表示灯又はブザーの取付け。
キ　フェンダータレゴム取付け。（ゴム製，巻込み防止）
ク　アンダーミラー取付け。（左前 2 個）
ケ　ボディー前方左右に作業灯の取付け。
コ　タコグラフ（京都市環境政策局仕様，矢崎 ATG21-120W　20㎞ 7 日用，チャート紙 10 セット含む）の設置。
サ　集中給油装置（ジーゼル機器製 500g 同等品）取付け。（カートリッジ 10 本）
シ　車輪止め（木又はプラスチック製 4 個）の取付け。
ス　キャビン左右にはしご取付け。（純正品）
セ　キャビン前面に手すりの取付け。
ソ　角型サイドミラーの取付け。
タ　ハイウェイミラー（熱線入り）の取付け。
チ　スコップ掛け及び工具箱（ステンレス製）の取付け。
ツ　小物入れの取付け。

⑵ 付属品
ア　ステップマット　2 枚
イ　飛散シート　1 枚
ウ　スペアタイヤ（チューブレスタイプ，オールシーズンホイール付）　4 本
エ　停止表示板　1 個
オ　バックレスト　4 枚（W 型）
カ　非常用信号用具，発煙筒　2 本
キ　補修用塗料　4㍑

第8条　　納入時の点検整備等
⑴ 納入時には，十分な点検整備を行っておくこと。
⑵ 納車時には，燃料タンクは満量とすること。

第9条　　納入場所及び納入期限
⑴ 納入場所は，京都市が指定する市内環境政策局事業所とする。（別途指示）
⑵ 納入期限は，平成２８年３月３１日までの内，京都市が別途指定する日に行うこと。

⑶ 車台回送費等に要する費用は，契約業者の負担とする。

第10条　保証及び責任確立

⑴ 納車後１年以内に故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は，無償交換（修理）又は改造を行うこと。

⑵ 製作上の欠陥による場合は，１年以内に限らず使用期間中保証すること。

⑶ 整備上の所要部品は納入後 10 年以上確保すること。

第11条　契約成立後，契約者は直ちに環境政策局適正処理施設部施設管理課に連絡し，納入時期，架装，塗装等に関する事項の確認を行うこと。

2　本仕様書に疑義が生じた場合，又は構造を変更する場合は，京都市の指示に従うこと。